

事務連絡

令和3年1月12日



各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部建設政策課長

(公 印 省 略)

県発注工事における受注者の除排雪対策への
協力に対する配慮に係る留意事項について

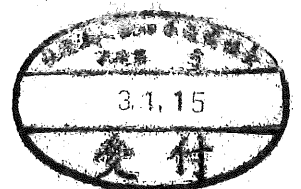
このことについて、別添のとおり関係公所に対して事務連絡を発出しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について御協力くださるよう、お願いします。

担当：建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425





事 務 連 絡

令和3年1月12日

仙北地域振興局建設部長
平鹿地域振興局建設部長
雄勝地域振興局建設部長

様

建設部建設政策課長

県発注工事における受注者の除排雪対策への
協力に対する配慮に係る留意事項について

このことについては、令和3年1月6日付け建政一1025及び同月8日付け建政一1036により通知したところですが、対応に当たっては、次の点に留意されるようお願いいたします。

- 1 契約の履行上支障がある場合としては、次に掲げるものを想定しており、単に工事の完成が契約上の履行期限に間に合わなくなる場合は該当しないものであること。
 - ・ 供用開始時期が延期できない工事であって、工事の一時中止に伴い工期を延長することにより、事業の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合
 - ・ 特殊工法を採用している工事等であって、工事の一時中止によってそれ以降の下請業者や資機材の確保が困難となり、全体の工程が大幅にずれ込むおそれがある場合
- 2 上記1のほか、地域の除排雪作業へ振り向けることができる重機や作業員が見込まれない工事については、一時休止をする必要がないものであること。
- 3 上記1又は2に該当するか否かについては、受注者と協議・調整の上判断すること。

担当：建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425